

令和4年5月

各位

 東日本建設業保証株式会社

「電子保証」の取扱開始に関するお知らせ

弊社では、お客さまの利便性向上および社会的な電子化推進の要請に応えるため、令和4年5月9日より「電子保証」の取扱いを開始しましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 「電子保証」について

「電子保証」とは、従来書面にて交付しておりました前払金保証および契約保証の保証証書について、保証証書に記載すべき事項が記録されたデータ（「電子証書」）により交付するものです。

- ・ 弊社は、「電子証書」を日本電子認証株式会社が運営する「保証確認サービス『D-Sure』」に送信します（下図 **3**）。
- ・ お客さまは、弊社インターネット申込システム（Net Desk）を通じて認証キー等を取得し、発注者に提出します（下図 **4** ~ **5**）。
- ・ 発注者は、提出された認証キー等を使用し、「D-Sure」で「電子証書」を閲覧します（下図 **6**）。

「電子保証」のしくみ



2. 「電子保証」の対象

現時点では、国土交通省が発注する工事・業務に関する取扱いのみです。

なお、国土交通省からは、前払金保証は原則電子による取扱いとする旨が通知されています。

弊社といたしましては、国土交通省以外の各発注機関に対しても、電子保証の取扱いが可能となるよう理解を求めていく予定です。

3. 「電子保証」のメリット

お客さまは、発注者へ保証証書等を郵送又は持参する必要がなくなり、手続き等の効率化が期待できます。

発注者は、「電子証書」が高度なセキュリティ技術を持ち、安全な環境にある D-Sure に保管されるため、保管事務の負担や紛失リスクを軽減できます。

詳しくは、最寄りの営業部・支店までお問い合わせください。

弊社では、令和4年5月中に「電子保証」に関する特設サイトを公開する予定です。

以 上